

三鷹市いじめ防止対策推進基本方針

(平成29年3月 改定版)

三 鷹 市
三鷹市教育委員会

はじめに

三鷹市では、三鷹市の子どもたちが、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるための、子どもと大人の共通目標として、子どもたちの意見も反映して、平成 20 (2008) 年 6 月に『三鷹子ども憲章』を制定しました。その中では、「たすけあい、いじめをなくそう、勇気を出して」という項目が設けられ、その趣旨の普及啓発を図ってきました。

「いじめ」とは、基本的人権を侵害し、人間の尊厳を脅かす行為であることから、「いじめ」をなくすためには、その発生を未然に防ぐとともに、早期発見に努め、発見した場合には適切な対応をすることが求められます。

そこで、三鷹市立小・中学校においては、全児童・生徒を対象にしたアンケート等によるいじめの実態調査を実施し、学校での組織的な対応を図り、いじめ問題の解決に向けた児童・生徒の主体的活動の推進に努めています。何よりも、学校運営において、児童・生徒本意の視点に立って、自主的な点検と改善を図りながら、「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを進めています。

一方、国では平成 25 (2013) 年 6 月に『いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号)』が制定され、同年 9 月に施行されました。このことを契機として、三鷹市では、これまでの取り組みを踏まえて、平成 26 (2014) 年 12 月には『三鷹市いじめ防止対策推進条例』を制定し、平成 27 (2015) 年 1 月には『三鷹市いじめ防止対策推進基本方針』を策定しました。そして、これらに基づいて、いじめの防止等に向けて、市全体で総合的かつ効果的な対策を推進する体制を整え、取り組みの具体化と充実を図ってきました。

このたび、『三鷹市いじめ防止対策推進基本方針』の策定から 2 年が経過し、この間の実態調査等で明らかになった児童・生徒の現状や各学園・学校の実践の成果及び課題を踏まえて、さらに実効性のある内容とするために、改定を行うこととしました。改定の内容には、平成 27 (2015) 年 3 月に設置した「三鷹市いじめ問題対策協議会」における各学園・学校の取り組み状況の評価・検証及び協議の経過や、国や東京都における対策強化の動向等を踏まえて、「いじめの定義」の周知と共有化を図るようにしました。また、軽微な「いじめ」を見逃さない教職員の鋭敏な人権感覚の一層の向上が求められること、学校いじめ対策委員会による組織的な対応の徹底が必要であること、保護者や地域への周知の重要性など、いじめ防止について実効的な対策を進めることを目指して、内容の充実を図りました。

「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の推進」を基本として、その一層の充実を図っている三鷹市では、「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、改定された『三鷹市いじめ防止対策推進基本方針』に基づき、家庭、学校、市、教育委員会、コミュニティ、その他関係機関がより密接な連携を図り、総合的かつ継続的な取り組みを進めることが重要です。

今後も、すべての児童・生徒の視点に立ってその健やかな成長を支え、「いじめ」のない子ども社会の実現をめざしてまいります。引き続き、皆様の『三鷹市いじめ防止対策推進基本方針』についてのご理解と、これに基づく取り組みへのご参画をよろしくお願いいたします。

平成 29 年 (2017 年) 3 月

三鷹市長

清原慶子

目 次

ページ

第1	三鷹市いじめ防止対策推進基本方針策定の意義等	1
1	三鷹市いじめ防止対策推進基本方針策定の意義	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの禁止	1
第2	いじめ問題への基本的な考え方	2
1	いじめを生まない、許さない学校づくり	2
2	児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめの解決に向けた行動の促進	2
3	教職員の指導力の向上と組織的対応	3
4	児童・生徒の自覚への働きかけ	3
5	保護者・地域・関係機関と連携した取り組み	3
6	市と教育委員会の密接な連携	4
第3	各主体の取り組み	4
1	学校における取り組み	4
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定と運用	4
(2)	学校いじめ対策委員会の設置及び役割	4
(3)	学校におけるいじめの防止等に関する取り組み	4
ア	未然防止	4
イ	早期発見	6
ウ	早期対応	6
エ	重大事態への対処	7
オ	解消の判断と解消後の対応	8
カ	解決の判断	9
(4)	年間計画の作成と学校評価の実施	9
(5)	アンケート調査結果及び「問題行動等状況記録シート」の管理	9
(6)	教育支援を必要とする児童・生徒及び保護者への支援	9
2	教育委員会の取り組み	10
(1)	学校におけるいじめの防止等の総合的な取り組み	10
(2)	いじめの的確な把握と学校・関係機関等との緊密な連携	10
(3)	教職員の資質能力の向上、保護者、地域への啓発	10
(4)	三鷹市いじめ問題対策協議会の設置	11
(5)	重大事態への対応	11

(6) 基本方針の進捗状況の把握、見直し、改善等	11
3 家庭・地域における取り組み	12
(1) 家庭におけるいじめの防止等に関する取り組み	12
(2) 地域におけるいじめの防止等に関する取り組み	12
(3) 学校、関係機関への相談・通報	12
4 市における取り組み	12
(1) 学校内外でのいじめ防止等の横断的な取り組み	12
(2) 市の関係部課間での相互調整	12
(3) 放課後、地域での児童・生徒の見守り体制	12
(4) 三鷹市いじめ問題調査委員会の設置	13
第4 基本方針の普及と点検、評価、見直し	13

第1 三鷹市いじめ防止対策推進基本方針の意義等

1 三鷹市いじめ防止対策推進基本方針策定の意義

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

三鷹市いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）は、三鷹市（以下「市」という。）と三鷹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とが、密接な連携のもとに、いじめのない子ども社会の実現に向けた方針や方向性を示し、ひいては全ての子どもの健全育成を進めるために策定するものである。

基本方針では、全ての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組み、生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなる環境を整え、市、教育委員会に加え、三鷹市立小・中一貫教育校（以下「学園」という。）、三鷹市立小・中学校（以下「学校」という。）、コミュニティ・スクール委員会、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）や三鷹市いじめ防止対策推進条例（平成26年三鷹市条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処、解消の判断と解消後の対応、解決の判断をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。（条例第4条）

第2 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、そして学校の内外を問わず起こり得るという認識のもと、市、教育委員会、学園、学校、家庭・地域は、いじめの定義の浸透を図り共有化することにより、日常的に未然防止に取り組むとともに、早期発見・早期対応を基本として、保護者、地域及び関係機関と連携し、いじめを受けた児童・生徒を組織的に守り通す取り組みを講じることが重要である。

また、いじめをめぐる児童・生徒の人間関係や状況は流動的で刻々と変化していることから、いじめの解決は、いじめを受けた児童・生徒といじめをした児童・生徒をはじめとする他の児童・生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを踏まえ、いじめとされる行為が解消された後の指導についても、取り組みを継続して行うことが重要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめを許さない教育活動の推進・充実

学校は、全教職員が「いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人間の尊厳を害するとともに、重大な人権侵害となる行為であり、どのような理由があつたとしても、人間として絶対に許されない行為である」という基本的認識に立ち、義務教育9年間を通して、いじめを絶対に許さない環境づくりと、児童・生徒が相手を思いやり、自他を尊重し、正しい判断で行動する態度を育む教育活動を推進・充実する。

いじめを生まない教職員の人権感覚の一層の高揚

教職員自身が、不用意な言動で児童・生徒を傷つけたり、児童・生徒による軽微ないじめを見過ごしたり、いじめの助長につながる言動がないよう、研ぎ澄まされた人権感覚を校内の全教職員が相互に磨きあう学園・学校風土を醸成する。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめの解決に向けた行動の促進

いじめを受けた児童・生徒を守り通す

学校は、いじめの兆候やいじめを受けた児童・生徒からの情報を確実に受け止め、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童・生徒を組織的に守り通す取り組みを徹底する。

いじめをした児童・生徒への適切な指導

いじめをした児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、適切に指導する。また、当該児童・生徒の事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童・生徒の状態や背景に応じた継続的な指導及び支援を行う。

児童・生徒の主体的な取り組みを支える

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを十分認識し、勇気をもって教職員等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取り組みを支援する。

いじめを受けた児童・生徒の安全・安心を確実に見届ける

いじめ問題が解消をした後も、再びいじめがおこることがないように、学校全体で組織的に、いじめを受けた児童・生徒の様子を見守り続けるなど、継続した取り組みを行い、当該の児童・生徒の安全・安心を確保する。

3 教職員の指導力の向上と組織的対応

学園・学校が一丸となって取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体、更には、学園全体による組織的・継続的な対応を行う。

4 児童・生徒の自覚への働きかけ

いじめに関する児童・生徒の理解を深める

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取り組みとして、道徳の授業や、児童・生徒による熟議、児童会・生徒会等による標語づくりなどの主体的・自発的な取り組みへの支援などを通じて、児童・生徒がいじめは絶対許されない行為であることを自覚するように促す。

5 保護者・地域・関係機関と連携した取り組み

コミュニティ総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、児童・生徒の健全育成に関する諸団体等を含めた地域と連携し、コミュニティ全体でいじめ問題解決に向けて取り組む。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、他者への思いやり、真の勇気、規範意識等を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡・相談するとともに、学校が行ういじめの防止等の取り組みに協力するよう努める。

6 市と教育委員会との密接な連携による取り組み

市と教育委員会が総合的・効果的に連携する

いじめ問題は、教育はもとより教育以外の様々な課題や原因・背景に対応してその防止等の対策を講じていく必要がある「複合問題」であるという認識のもと、市と教育委員会は、密接な連携を図るとともに、いじめ問題に適切に対応するため、学園、学校、家庭、コミュニティ、関係機関・団体と総合的・効果的な連携を図り、いじめの防止等の対策に取り組む。

第3 各主体の取り組み

1 学校における取り組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と運用

学校は、法第13条の義務付けにより、全学校において策定した「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）に基づき、条例及び基本方針を踏まえ、各年度内における取り組み状況等の評価を行い、毎年度、学校基本方針の見直しを行う。

(2) 学校いじめ対策委員会の設置及び役割

学校は、法第22条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、教育支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者から構成される「学校いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会は、学校基本方針の策定・見直し、いじめ問題に関する年間指導計画の作成、進行管理、いじめの未然防止・早期発見・事案の実効的対処、いじめの「疑い」「認知」及び「解消」「解決」の判断、校内研修の実施、関係機関との連携等をはじめとするいじめの防止等に向けた様々な取り組みの中心的機能を担う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取り組み

学校は、義務教育9年間を通し、保護者・地域・関係機関及び市等と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」「解消の判断と解消後の対応」「解決の判断」の6つの段階に応じた、いじめの防止等に向けた効果的な対策を組織的・継続的に講じていくこととする。

ア 未然防止

- (ア) 学校は、校内研修・学園研修の充実等を通して、教職員のいじめ問題に関する正しい理解と認識を一層深め、いじめの未然防止に向けた教員の指導

力の向上と組織的な対応を行うことができる資質・能力の向上を図る。こうした研修等により、いじめの予兆や軽微ないじめを見抜く研ぎ澄まされた人権感覚と「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という意識を学校全体に醸成し定着を図る。

- (イ) 自己有用感や自己肯定感を育むことがいじめの未然防止につながることを踏まえ、発達段階に応じた9年間にわたる児童・生徒の自己有用感や自己肯定感を育む学園・学校の取り組みを推進する。
- (ロ) 児童・生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校・学園風土を醸成する。
- (ハ) 児童・生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進・充実する。
- (ニ) 道徳教育や人権教育、法教育の充実、読書活動、体験活動などの推進等により、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。
- (ホ) 児童・生徒自らが9年間を通していじめについて学び、熟議、標語づくり等を通して主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるなどの取り組みの支援を推進する。
- (ヘ) インターネット上のいじめを防止するために、児童・生徒への情報モラル教育と保護者等への啓発活動を推進するとともに、携帯電話・スマートフォン・インターネット・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の適切な利用を促すための児童・生徒及び家庭が主体となったルールづくりを推進する。
- (ヘ) 入学時や各年度開始時に学校基本方針の説明を行うとともに、対策委員会、相談窓口等の周知を行う。家庭訪問や学園・学校通信などを通じた家庭との緊密な連携協力を構築する。
- (ケ) 児童・生徒がいじめを起こす原因や背景には、様々な要因があり、また、複雑、複合的であることから、家庭との連携のもと、義務教育9年間を通して児童・生徒が人間関係を構築する力、自分とは異質なものを受け入れる力、欲望や衝動などに対する抑制力等を確実に身に付ける教育を推進する。
- (コ) 幼稚園や保育園、学童保育所、地域子どもクラブ、児童館等の関係機関とは、日頃から連携を密にし、情報共有に努めながら、いじめの防止の風土や体制づくりに取り組む。
- (サ) コミュニティ・スクール委員会や学校運営協議会、PTA等と連携しながら、いじめの未然防止に向けた取り組みを、コミュニティ全体で推進する。

イ 早期発見

- (ア) いじめを受けていることや、他の児童・生徒がいじめを受けていることを訴えやすくするために、アンケート調査の様式や回収方法等に配慮した定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、早期のいじめの実態把握を行う。また、児童・生徒が、いつでもいじめを訴えることができるように、日常からの教育相談活動の体制を整備し、全ての教職員がいじめの相談の窓口であることを児童・生徒、保護者及び地域に周知する。
- (イ) 個人面談や家庭訪問の機会を活用したり、教育相談週間を設定したりするなど、児童・生徒の悩みを個別に聞く機会を設定する。
- (ロ) 保健室や相談室等の利用及び様々な学校外の電話相談窓口の周知並びにスクールカウンセラーとの全員面談等による相談体制を整備する。
- (エ) いじめに関する情報を教職員全体で共有する。
- (オ) 長期欠席者で「要因が特定できない者」については、いじめの可能性があることに十分留意し確認を行う。3日連続で欠席した場合は原則として家庭訪問し、本人や家庭状況及び欠席原因を確認する。
- (カ) 学校通信やホームページ、保護者会、コミュニティ・スクール委員会等の機会を活用し、積極的に保護者や地域へ学校基本方針並びに相談窓口の周知を図る。
- (キ) 全ての教職員がいじめに対する正しい認識をもち、軽微ないじめや予兆に対しても鋭敏な感覚で組織的に対応する。
- (ク) 教職員がいじめの定義に抵触し得る言動を発見した、またはこれらの情報を入手した際は、発見者は速やかに対策委員会に報告する。対策委員会は、いじめの「疑い」の段階として関係児童・生徒等及び関係者に対し、事実確認のための調査を速やかに行う。

なお、調査の際は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめをした児童・生徒への人権の配慮も十分に行った上で、公平かつ正確な調査及び記録を行う。
- (ケ) 調査後、対策委員会において、いじめの定義に基づく状況であることが確認された場合はいじめ「認知」の段階とし、いじめ解決に向けた「早期対応」を開始する。
- (コ) 調査の結果得られた事実関係や、学校の対応の方向性及び解決に向けた具体的方策については、適切に関係児童・生徒の保護者に周知し協力を求める。

ウ 早期対応

- (ア) いじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には授業中や休み時

間を利用した複数の教員による毎日の声掛けや、職員朝会等を利用した児童・生徒の情報共有、教員同士の情報共有による見守りや登下校の付添等を実施する。

- (イ) いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、いじめを受けた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに、被害の児童・生徒や保護者のケアを行う。
- (ロ) いじめを発見した場合は、特定の教職員が一人で抱え込まず、速やかに管理職及び対策委員会に報告を行い、組織的に対応する。
- (ハ) いじめをした児童・生徒には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気づかせるように、個に応じたきめ細かい指導を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、当該児童・生徒や保護者に対し継続的なケアを行う。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、児童・生徒に対して適切に懲戒を加える。懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめをした児童・生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。
- (ニ) いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取り組みを推進・充実する。
- (ホ) 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有するとともに、保護者への適切な支援・助言を行う。
- (ヘ) 関係機関や専門家等との相談・連携の体制の充実を図る。
- (ヘ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携する。
- (コ) 「問題行動等状況記録シート」（教育委員会指導課作成の Excel シート）等の様式を用い、いじめ問題に関する指導記録の保存、校内、学園内での情報共有、進級・進学の際の適切な指導の引き継ぎを行う。
- (ク) コミュニティ・スクール委員会や学校運営協議会等を活用し、いじめ問題について、学校が抱える課題を共有し、コミュニティ全体で解決する仕組みづくりを推進する。

エ 重大事態への対処

- (ア) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合、または児童・生徒、保護者等からの重大事態の訴えがあった場合は、教育委員会へ報告するとともに、教育委員会と連携し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

※重大事態の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(イ) いじめを受けた児童・生徒の安全を確保するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、いじめを受けた児童・生徒の情報共有を毎日必ず行う。さらに、いじめを受けた児童・生徒が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。

(ウ) いじめを受けた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、学校はスクールカウンセラーとの情報共有の徹底やスクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、担任やスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じて家庭状況を把握し、いじめを受けた児童・生徒とその家庭を支援する。

さらに、学校は、いじめが原因で不登校になっているいじめを受けた児童・生徒の状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。

(エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携する。

(オ) 教育委員会が行う調査、または教育委員会の附属機関である三鷹市いじめ問題対策協議会による、法第 28 条第 1 項に規定する調査（以下「法第 28 条調査」という。）に協力する。

(カ) 教育委員会または学校が行った法第 28 条調査の結果について、市長の附属機関である三鷹市いじめ問題調査委員会の行う再調査に協力する。

オ 解消の判断と解消後の対応

(ア) いじめの解消は、いじめの原因や背景となった事象が改善されたことにより当該いじめ行為がなくなったことについて、複数の教職員による確認と、いじめを受けた児童・生徒と保護者及びいじめを行った児童・生徒並びに両者と一定の人間関係をもつ周囲の児童・生徒からの聴き取りに基づいて、対策委員会が判断する。

(イ) 個別のいじめ問題が解消した後も、学校全体で組織的に複数の教職員の視点からいじめを受けた児童・生徒の様子を見守るとともに、いじめを受けた児童・生徒や当該保護者等と定期的に面談をしたり、周囲の児童・生徒から聴き取りをしたりするなどして、いじめが再発しないよう、継続して、いじめを受けた児童・生徒の安全・安心な生活の確保のための取り組みを行う。

- (ウ) いじめの解決に向け、いじめを受けた児童・生徒といじめをした児童・生徒をはじめとする他の児童・生徒との関係が修復されるように指導するとともに、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことができるよう、児童・生徒全体に向けた道徳教育や人権教育等の視点に基づく教育活動を充実する。

カ 解決の判断

いじめを受けた児童・生徒といじめをした児童・生徒をはじめとする他の児童・生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出したことを、複数の教職員が一定期間以上にわたって行った観察により把握した具体的かつ客観的な事実に基づき、対策委員会が、解決の判断を行う。

(4) 年間計画の作成と学校評価の実施

各学校が策定した学校基本方針に基づき、年間計画を作成していじめの防止等に取り組むとともに、学期ごとに「取組評価アンケート」を実施して内容等の見直しと充実を図るなど、年間を通してPDCAサイクルによる取り組みを推進する。

学校評価において、達成目標の設定を行うとともに、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について自己評価の結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるようにする。

(5) アンケート調査結果及び「問題行動等状況記録シート」の管理

児童・生徒のアンケート調査結果及び「問題行動等状況記録シート」は、校長が実施年度末から3年間保管する。義務教育9年間を通して、事案が「解決」に至るまで確実に情報や対応を引き継ぎ、解決に向けた取り組みを継続する。

(6) 教育支援を必要とする児童・生徒及び保護者への支援

児童・生徒の発達段階や障がい特性に十分に配慮した個別指導計画・個別の教育支援計画に基づく指導が求められる。教育支援の校内委員会においても検討を行うとともに、家庭支援が必要な場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等もかかわり、福祉・保健・医療等の関係機関との連携を図り、児童・生徒及び保護者への支援を行う。

2 教育委員会の取り組み

(1) 学校におけるいじめの防止等の総合的な取り組み

教育委員会は、学校におけるいじめの防止対策を推進し、児童・生徒が主体的に考え議論していく機会の確保を図るとともに、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学習環境を整備するため、学校を通じていじめの実態把握を行い、いじめの防止等に対して、学校を指導・助言、支援する。また、いじめの様々な課題、原因・背景に応じたいじめ防止等の対応として、教職員の資質能力向上に向けた取り組みを推進するとともに、コミュニティ・スクール委員会や保護者との情報共有、市の関係部課や外部の専門機関との連携を通し、総合的かつ効果的な取り組みを推進する。

(2) いじめの的確な把握と学校・関係機関等との緊密な連携

ア いじめの的確な実態把握

全学校で年間を通して定期的に行うアンケート、面談等の実態調査を通して、いじめの疑いの事例を含めて各校の実態を確実に把握する。

イ 学校との情報の共有

学校がいじめと認知したケースについては、学校が作成する「問題行動等状況記録シート」で、該当児童・生徒への対応、指導状況、指導後の状況等を学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握するなかで、継続的な観察と適切な指導がなされるよう学校に対して、指導・助言をしていく。

ウ 相談体制の整備

市の総合教育相談室における来所相談、電話相談などによるいじめの通報や相談を受ける体制を整備するとともに、東京都や国のいじめ相談の連絡先を、学校を通して、定期的に児童・生徒及びその保護者に周知する。

エ 関係機関等と連携したいじめ問題に対する取り組みの推進

杉並児童相談所等の福祉機関や医療機関、民生・児童委員、児童館、学童保育所、幼稚園や保育園、その他の三鷹市子ども家庭支援ネットワークを構成する関係機関等と連携し、いじめに対する取り組みを推進する。

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ効果的に対処することができるよう、小・中一貫カリキュラムのICT教育（改訂版）の情報モラル教育に基づき、義務教育9年間を通して、各発達段階に応じた情報モラル教育を実施するとともに、保護者に対する啓発活動を行う。

(3) 教職員の資質能力の向上、保護者、地域への啓発

ア 教職員研修の実施

児童・生徒理解、問題行動の未然防止、適切な初期対応及び保護者、地域との連携等に関する研修を行い、いじめの定義の正しい理解と意識の向上を図ると

もに、いじめに対する教職員の指導力や対応力の向上を図る。スクールカウンセラー等についても、スクールソーシャルワークの充実に向けて、適切な研修を実施する。

なお、幼稚園や保育園、学童保育所の指導員や児童館の職員についても、研修の内容に応じて参加の機会を提供し、指導力や対応力の向上を目指す。

イ 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

児童・生徒の望ましい人間関係を育むための教育相談的手法による集団づくり、人間関係づくりに関する教職員研修を充実する。

ウ 啓発活動

保護者、コミュニティ・スクール委員会、地域を対象に、いじめの防止やいじめ問題の理解や対応等のための広報その他の啓発活動を推進する。

(4) 三鷹市いじめ問題対策協議会の設置

教育委員会は、基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うため、条例第 10 条の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、学校教育に関する学識経験を有する者、法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、三鷹警察署、杉並児童相談所その他関係者等で構成される三鷹市いじめ問題対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置する。

対策協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に報告する。

- ・ いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・ 学校において重大事態が発生した場合における、法第 28 条調査に関する事項
- ・ その他いじめの防止等に関し必要な事項

対策協議会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

(5) 重大事態への対応

ア 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合は、速やかに、学校に設置されている対策委員会と連携して、質問票の使用その他適切な方法により事実関係を明確にするための調査を実施する。

イ 教育委員会は、重大事態の状況等に応じて、対策協議会において法第 28 条調査を行う。

ウ 教育委員会は、市長に、重大事態が発生した旨を報告する。

(6) 基本方針の進捗状況の把握、見直し、改善等

教育委員会は、この基本方針に基づく取り組み状況や進捗状況を確認・把握し、その結果等について評価を行い、課題に基づき必要に応じて適切に対応していく。

3 家庭・地域における取り組み

(1) 家庭におけるいじめの防止等に関する取り組み

保護者は、どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめが子どもの生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを認識し、保護する子どもがいじめを行うこと、いじめに加担すること、いじめを傍観することのないよう、他者への思いやりや、真の勇気、規範意識等を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

また、保護者は、子どもが日頃から悩みなどを、保護者や周囲の大人に相談するよう働きかけるとともに、保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

さらに、保護者は、市、教育委員会、学園・学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(2) 地域におけるいじめの防止等に関する取り組み

学校やコミュニティ・スクール委員会、教育ボランティア、児童・生徒の健全育成に関する諸団体、地域住民など、子どもに関わる全ての大人は、子どものいじめを防止するために、相互に情報共有に努めるとともに、いじめから子どもを守り通すよう協働して取り組む。

(3) 学校、関係機関への相談・通報

いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

4 市における取り組み

(1) 学校内外でのいじめ防止等の横断的な取り組み

市は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、教育委員会との密接な連携とともに、保護者・地域・関係機関など多様な主体の参画と協働により、いじめの防止等に向け幅広い行政分野における横断的な取り組みや対応を積極的に推進する。

(2) 市の関係部課間での相互調整

児童・生徒を取り巻く社会的な様々な課題や原因を背景にした「複合問題」であるいじめ問題に適切な対応をしていく必要があることから、子ども政策部や健康福祉部など学齢期前の子どもや児童福祉を所管する関係部課等と教育委員会が相互に連携して、全庁的な体制の中で、いじめの防止等に向けた取り組みや対応を行う。

(3) 放課後、地域での児童・生徒の見守り体制

いじめは、学校という場、学校教育活動が行われている時間以外でも発生することを踏まえ、児童・生徒の放課後の生活、学校を離れた地域での生活において、児童・生徒が安心して生活を送れるよう、学童保育所、児童館、地域子どもクラ

ブにおいても、学校や地域と一体となっていじめの防止等に向けた取り組みや対応を行う。また、地域との連携による見守りについては、三鷹市青少年問題協議会、三鷹市青少年補導連絡会、三鷹市青少年対策地区委員会、三鷹市青少年委員協議会等の市の青少年健全育成団体などが協働して、児童・生徒を見守り、いじめの予兆、兆候やいじめを受けた児童・生徒からの情報を受け止め、教育委員会、学校、保護者と連携して、いじめの防止等に向けた取り組みや対応を行う。

(4) 三鷹市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、重大事態が発生し、法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合、必要があると認めるときは、条例第 11 条の規定に基づき、学校教育に関する学識経験を有する者、法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される市長の附属機関「三鷹市いじめ問題調査委員会」を設置し、教育委員会又は学校が行った法第 28 条調査の結果について、法第 30 条第 2 項に規定する調査を行うことができる。

第 4 基本方針の普及と点検、評価、見直し

この基本方針は、市民への普及と啓発、浸透に努めるとともに、基本方針に基づく取り組み状況や進捗状況について点検、確認、把握し、その結果について評価・検証を行い、必要に応じて見直しその他必要な措置を講じる。

また、基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページやリーフレット等を活用し、児童・生徒及び家庭・地域に周知する。

(参考)

「いじめ」の定義（文部省・文部科学省による）の変遷

文部省・文部科学省は、昭和61年度以来、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」などにおいて、「いじめ」の定義を策定・変更してきた。その背景には、子どもがいじめを苦にして自殺した事案が関わっている。報道により「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、学校のいじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されてきたことが分かる。

学校は、現行の「いじめ」の定義を正しく理解し、軽微ないじめや予兆も見逃さず、確実な認知及び組織的な対応を行うことが必要である。

年	「いじめ」の定義	定義策定・変更のきっかけとなった事案	「いじめ」の捉え方（変遷）
昭和61年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	東京都中野区 中学校2年生 自殺	◆ 加害の子供の行為の側に立って「いじめ」を規定 ○ 弱い者に対して一方的に（力関係の存在） ○ 身体的・心理的な攻撃 ○ 被害の子供が深刻な苦痛を受けているもの ○ 学校が確認しているもの ○ 学校の内外を問わないもの
平成6年度から	①自分より弱い者に対して一方的に、 ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③相手が深刻な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。	愛知県西尾市 中学校2年生 自殺	○ 「継続的に」を追加（行為の継続性） ○ 個々の「いじめ」の判断は、表見的・形式的に行うことなく、被害の子供の立場に立って行うことを追加 ○ 「学校が確認している」という要件を削除
平成18年度から	当該児童生徒が、 ①一定の人間関係のある者から、 ②心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③精神的な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。	北海道滝川市 小学校6年生 自殺 福岡県筑前町 中学校2年生 自殺	◆ 被害の子供の心情の側に立って「いじめ」を規定 ○ 一定の人間関係（「弱い者に対して」を変更） ○ 心理的・物理的な攻撃 ○ 精神的な苦痛を感じているもの（「受けている」を「感じている」に変更、「深刻な」を削除 ○ 「継続的に」を削除
平成25年度から （いじめ防止対策推進法の施行に伴う）	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	滋賀県大津市 中学校2年生 自殺 東京都品川区 中学校1年生 自殺	○ 心理的・物理的な影響（「攻撃」を変更） ※ この規定では、加害の子供が主語となっているが、平成18年からの定義である被害の子供の心情の側に立って定義されていると理解すべきである。

「いじめ総合対策【第2次】」（平成29年2月東京都教育委員会）より抜粋